

氷見市農業委員会 定例総会議事録

(令和2年度 12月度)

- 1 日 時 令和2年12月1日(火)
開会：午後3時00分
閉会：午後4時13分
- 2 場 所 氷見市役所C棟3階 301会議室
- 3 出席委員 11名
1番 山下 裕 2番 中葉 隆 3番 道淵 登
4番 上出 義美 5番 西塚 信司 6番 田中 昭一
7番 吉田 武嗣 8番 宮木 克幸 10番 田中 利男
12番 扇谷 俊彦 14番 岩上 茂 15番 松原 邦夫
- 4 欠席委員 9番 小澤 幹夫 11番 嵐 浩由 13番 山下 茂昭
- 5 議 題 第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定について
第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件
第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件
第4号議題 地方自治法の規定に基づき農業委員会の権限に属する事務の一部を氷見市長その他の職員に補助執行させることへの協議について
第5号議題 農地法第5条目的の競売買受適格証明願について意見を付する件
- 6 職務のため出席した事務局等職員
3名
局 長 坂 久成 主 任 西山 直樹

市長部局から
農林畜産課長 浦 勇仁
- 7 総会の概要
(事務局) ただいまから、令和2年度12月度定例総会を開催いたします。

はじめに、会長から挨拶がございます。

(会長) 挨拶 (略)

(事務局) ありがとうございました。

(事務局) 今回も、新型コロナウイルス感染防止の観点から発声の機会を抑えるため、農業委員会憲章の朗読を割愛いたします。

(事務局) 次に、本総会の議長は、氷見市農業委員会総会会議規則第4条により、会長が務めることとなっておりますので、会長に議長をお願いいたします。

□議長(会長) それでは、本日の総会に付議する案件は、

第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定について

第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件

第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件

第4号議題 地方自治法の規定に基づき農業委員会の権限に属する事務の一部を氷見市長その他の職員に補助執行させることへの協議について

第5号議題 農地法第5条目的の競売買受適格証明願について意見を付する件

です。

□議長(会長) なお、本日は小澤委員、嵐委員から欠席の報告を受けています。現在、在任委員15名中12名と過半の出席により、総会は成立していることを報告いたします。

□議長(会長) これより議題に入りますが、本日の議事録署名委員として、田中 利男委員、扇谷委員、をお願いいたします。

□議長(会長) それでは、第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定につきまして、事務局の説明を求めます。

(事務局) 第1号議題、農業経営基盤強化促進事業適格決定について、ご説明申し上げます。

本件は、氷見市長より農用地利用集積計画について11月19日付けで諮問があり、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、本総会において審議し、決定結果を委員会から答申するものです。

今月の利用権設定は、通常の相対のもののみです。

番号1～——の貸借当事者の氏名、面積を朗読

以上、合計で——筆、設定面積——㎡を、——名の貸し手から利用権の設定を受けるものとなっています。

まず、農業基盤強化促進法（第18条第3項第1号）に掲げる、基本構想との整合性についてですが、

11月度総会時に引き続き存続期間について基本構想の規定整備を速やかに行うことを促す意見を答申に添えることといたします。

その他の農業基盤強化促進法（第18条第3項）に掲げる農用地の効率的利用、常時従事者等の各要件は満たしていると考えます。

ここでお話をさせていただきたいことがあります。耕作権の借り手が行方不明による事案により取り扱った5月度の許可解約（農地法第18条第1項の規定による農地及び採草放牧地の賃貸借の解除等の許可に関する事務といい、平成11年12月22日公布の富山県条例により、法第18条第3項の規定による県機構の富山県農業会議への意見の聴取の事務と併せて氷見市に権限移譲されている）についてではありますが、

（農地法3条事務のように直接農業委員会に法定移譲されたものと違い、県知事から市長へ権限移譲された事務で）農業委員会に委ねる場合、規定を整備すべきものです。

既に兆しはあり、令和2年4月に実際に事案が発生し、全県的にも農業委員会で対応することとされ、他の委任事務についてもこれまで規定が未整備であることだったので、何としても耕作期に間に合わせるため、動かざるを得ないと考え、農業委員会において、許可事務をさせていただいたことです。

（11月17日に所有者不明で耕作権を解除できないという市民が窓口を訪れたこともあり）改めて委任の事実の有無について市長宛てに確認をしたところ、（11月26日付けで）農業委員会への事務委任の事実は無く市長の権限であるとの

見解が示されました。今後、協議があつて農業委員会で議案審議をし、承諾をするまで、市長事務として扱うこととなります。

結果として、5月度総会での許可解約の効力、11月度総会での利用権設定の根拠があやしいことになっております。今後、市としての再申請処理ないし追認等の補正措置あるいは公定力の判断等が必要かと考えます。

2月の（委任規定の必要性の市に対する）提起から事態が進まず、農業委員会としては事務自体を拒んでいるわけでもないもので、協議が進まない以上、（農業委員会総会での受託審議案件であることの重みも考慮して）いったんの整理としては、（根拠規定の無い市長権限の委託、補助執行の業務について）申請者、関係者にご迷惑をお掛けしないことの配慮をしつつ、農業委員会としては本来業務に徹したいと考えております。その上で事態が進むよう見守りたいと考えます。

後、これから利用権設定のシーズンを迎えますが、令和2年度から、農地中間管理事業を利用できる地域が氷見市全域に拡大されました。このことにより、従来の相対の利用権設定を存続させる意味が薄くなり、二つの制度を維持することが不経済であることも考慮する必要があり、相対利用権設定の対象の制限なども考えながら、中間管理事業への速やかな移行を図る必要があります。県内他市においては、市単独での農地中間管理事業移行推進の取り組みを始めており、集積率が県内ワーストである氷見市は殊更に対策を講じる必要があります。

具体的にご紹介しますが、※※市、※※市では独自に中間管理活用で担い手に対する支援制度が用意されています。

これは、地域集積協力金や経営転換協力金の機構集積協力金が※※查等を経て要件が厳しくなったことの影響とも推測され、新たなインセンティブを模索しての工夫かと思われ、集積率が県内ワーストの氷見市としても何らかのテコ入れが必要かと思われま

説明は以上でございます。改めて審議のほどよろしく申し上げます。

□議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

（**委員） 番号 ー の受け手について、経営面積も書いてありますが、年齢、能力的にはいかがでしょうか？過去に耕作中断の不適切な実績もありま

したのでお尋ねします。

(事務局) 担い手のいない地区では作らないと荒れていきます。今回の設定は新規で賃料の発生しない使用貸借です。担い手としては出来る限り、続けていただくということによろしいのではないかと考えております。農業委員会の方へは特段の苦情等はお聞きしておりません。

□議長 (会長) 他にありませんか。

……………発声なし……………

□議長 (会長) 異議がないと認め、第1号議題、農業経営基盤強化促進事業適格決定について原案のとおり承認し、答申書案のとおり氷見市長に答申することとします。

□議長 (会長) それでは、第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件につきまして、事務局の説明を求めます。

(事務局) 第2号議題、農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件について、ご説明申し上げます。

今回の申請件数は3件です。

1件目は、1筆で、申請面積は——m²です。

申請農地は、氷見市**——番、登記地目は田です。

譲渡人 氷見市**——番地(氏名**)から、譲受人 氷見市**番地(氏名**)へ所有権移転を行うものです。

なお、申請農地の隣接地は、譲受人所有の布施——番で戦前からの耕作権により、併せて耕作しておりましたが、この10月に合意解約により返還し、改めて申請農地を譲受人に譲渡するものです。

つまり、言い換えますと一区画になっている狭小の自己所有田も付けて小作の田んぼを返したことになります。

次に2件目は計4筆で、申請面積は——m²です。

申請農地は、氷見市**——番他、登記地目は全て田です。

譲渡人 氷見市**——番地(氏名**)から、譲受人 氷見市

＊＊——番地（氏名＊＊）へ所有権移転を行うものです。

なお、本申請は、7月に申請が一度ありましたが、譲受人所有地に登記地目が田で現況宅地の筆があったため、許可要件の全部効率利用の要件に欠けることを指導し、いったん取り下げられていました。この度、該当筆について昭和42年月日不詳地目変更により宅地への地目変更の整理をされての再申請となりました。

次に3件目は計5筆で、申請面積は——m²です。

申請農地は、氷見市＊＊——番他、登記地目は全て畑です。

譲渡人 千葉県八千代市＊＊——番地（氏名＊＊）から、譲受人氷見市＊＊——番地（氏名＊＊）へ所有権移転を行うものです。

なお、本申請は譲受人所有地に登記地目が田・畑で現況が宅地の2筆があるため、地目変更手続き中である旨の顛末書が添えられています。

以上、今回の案件は、農地法第3条第2項各号に規定されている全部効率利用、常時農業従事、下限面積など、不許可の要件に該当しておらず、許可が相当と判断されます。

□議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

（事務局） すみません、補足事項があります。是非、新委員にご紹介したい事案があります。何かと申しますと、十三谷では田の所有者でないと営農組合への参加資格が無いというようなことがあるようです。先日、窓口に担い手である農事組合法人に利用権設定をすることになる農地を個人として所有権を取得したいとの相談がありました。

この場合、農地法3条申請では、第三者への貸し付けのための所有権取得は、単なる地主になることになり、認められません。しかし、構成員となっている農地所有適格法人に貸し付ける事例の場合、農用地利用集積計画で所有権の移転を受けることであれば、例外的に「全部効率利用要件」、「必要な農作業に常時従事」の要件が課されないこととされています。しかも、農用地区域内の農地であれば、売る方は譲渡所得の特別控除800万円が適用になり、買う方は登録免許税が税率2%から1%に、不動産取得税の課税標準が2/3に軽減されます。

これらは、農業法人による集団的な土地利用を円滑に進めるための

措置です。

また、少し、集落営農組織と農事組合法人について整理します。

(集落営農組織が) 法人化する場合、農事組合法人かと思えます。(農事組合法人は会社法ではなく、農協法に根拠があり) 議決権は1人1議決権とされています。

そして議決権を持つ構成員には、法律上「農民」であればなれます。この場合の「農民」とは必ずしも農地を持たなくても農作業を行っていれば構いません。地区の決め事は尊重されるべきですが、任意組合である営農組合組織の場合はなおさらですし、農地の所有にこだわる必要は必ずしも無いことになります。

関連紹介が長くなりましたが、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

□議長（会長） 改めて、異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

……………異議なしの発声……………

□議長（会長） 異議がないと認め、第2号議題、農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件について原案のとおり承認することとします。

□議長（会長） 次に、第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件につきまして、事務局の説明を求めます。

(事務局) 第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件、4件につきまして、ご説明申し上げます。

番号1、地区は——です。

譲受人は氷見市**——番地（氏名**）、

譲渡人は氷見市**——番地（氏名**）、

申請地は、氷見市**——番、地目は申請書において登記は田、現況は宅地であり、——として利用されている状況です。

申請面積は——m²です。

農地区分は第1種農地で、転用目的が——です。

番号2、地区は——で、4条案件です。
申請人は氷見市**——番地（氏名**）、
申請地は、氷見市**——番、地目は申請書において登記は畑、現況は宅地として利用されている状況です。
申請面積は——m²です。
農地区分は第2種農地で、転用目的が——です。

番号3、地区は——で、4条案件です。
申請人は氷見市**——番地（氏名**）、
申請地は、氷見市**——番、地目は申請書において登記は田、現況は休耕の状況です。
申請面積は——m²です。
農地区分は第1種農地で、転用目的が——です。

番号4、地区は——です。
譲受人は高岡市**——番地（氏名**）、
譲渡人は高岡市**——番地（氏名**）、
申請地は、氷見市**——番、地目は申請書において登記は畑、現況も畑です。
申請面積は——m²です。
農地区分は第3種農地で、転用目的が——です。

番号1番の案件については、申請地がすでに——、番号2番の案件については、申請地が既に住宅敷地として利用されているため違反転用に該当していますので、始末書の提出を受けております。

引き続き、許可基準について説明。

以上、第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件につきまして、原案のとおり進達してよろしいか、ご審議のほどよろしく申し上げます。

□議長（会長） 質問を受ける前に、先般**月**日に行われました**委員と事務局員による現地調査について、**委員から報告を受けます。

(**委員) 先般*月**日、わたしと地区推進委員及び事務局員で実施しました現地調査の結果について報告いたします。

今回の案件につきましては、隣接地との境界が確定されていること、用排水路及び周辺農地への影響に問題がないことを確認いたしました。

また、4件とも隣接農地耕作者からの承諾書が添付されております。

さらに、4件とも「氷見市土地改良区」からの同意書が添付されており、番号4番については、「西条畑地かんがい土地改良区」からの同意書が添付されております。

以上、今回の案件は、違反転用の案件もありましたが、原案のとおり許可相当であると判断したことを、ご報告いたします。

□議長（会長） 事務局の説明と**委員の現地調査による報告を踏まえ、異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

……………異議なしの発声……………

□議長（会長） 異議がないと認め、第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件につきまして、原案のとおり、許可相当の意見を付して進達することとします。

□議長（会長） 次に、第4号議題 地方自治法の規定に基づき農業委員会の権限に属する事務の一部を氷見市長その他の職員に補助執行させることへの協議につきまして、事務局の説明を求めます。

(事務局) 第4号議題 地方自治法の規定に基づき農業委員会の権限に属する事務の一部を氷見市長その他の職員に補助執行させることへの協議につきまして、説明申し上げます。

まず、この件についての農業委員会の規則案をお示ししております。

さて、農業委員会は独立した行政委員会つまり、地方自治法において市長の指揮監督下でない執行機関として分立させています。ただし、市長には統括代表者としての総合調整権を残しています。

市長部局の権限事務を農業委員会で行う場合、あるいは農業委員会の権限事務を市長部局で行う場合には、業務の範囲などの協議を行い、決定

後に規則で定めることとなります。

今回は、今までよくテーマに上がっていた「市長部局の権限事務を農業委員会で行う場合」の反対の立場になり、「農業委員会の権限事務を市長部局で行っていただくこと」についての協議です。

対象業務は「農地の利用状況についての調査」です。

協議書案をお示ししておりますが、補助執行をさせる理由等に着目願います。読み上げます。

「特に耕作放棄の兆しは、不耕作に顕れることから、水稻生産実施計画書兼営農計画書（確認野帳）の事務結果から得られる情報は有用であり、市長部局の職員に不耕作情報の地番特定、地図付け等を行わせた方が、より効率的に業務が推進できるため、後に続く利用意向調査書の発出に余裕が生まれることにより、意向表明と実態把握の充実につながるようになる。」と書かせていただきました。

この確認野帳の一連の事務作業の活用については、何人かの推進委員の方からご指摘も頂いており、10月26日の市長への農業委員会としての意見書提出の際も話題に上り、相互に協力して事務を進めることを確認しております。

また、後段の記述には、「「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」の結果により「既に森林の様相を呈するなど農業上の利用の増進を図ることが見込まれない農地」の非農地判断をすみやかに行うことで、農地台帳からの削除を進め、遊休農地対策の出口部分を農業委員会が、入口部分を市長部局に重点特化することで役割分担の明確化を図る。」とも書かせていただきました。

この様に事務を明確に「補助執行」として位置付け、市長部局の職員が事務を行う場合においても文書は農業委員会名とし、決裁権を市長部局にお任せしつつも、重要な問題については、農業委員会の指示を受けてもらう必要がございます。

以上、市長部局との連携を図りながら、緊張感をもって農地利用最適化事務を推進してまいりたいと考えております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

□議長（会長） 課長もおいでますのでご意見いかがでしょうか？

（農林畜産課長） 市長部局の立場として、ここに書いてあるとおりであり、（農業委員会からの）要望書の時の回答に合致いたしますのでよろしいかと思っております。

(**委員) 現在いただいている地図に委員が遊休農地を見つけて状況を調べていることとはどう違うのか？

(事務局) ここでは、確認野帳から得られる3年不耕作とかの情報を一斉に活用することにあります。個別随時に動きがあった時には、従来通り推進委員さんを中心にパトロールを行っていただくことになります。不作付けは8,000筆と膨大です。不耕作となって3年の時点でとらまえて、復元可能なうちに何らかの対応を行っていく必要があると考えます。

(**委員) 後継者とか、作付けの意向とか(人・農地プランの)アンケートも活用できるであろうし、結果を聞きたい。

(農林畜産課長) そこそこ還ってきていますが、まとまっていない。

(事務局) 確認野帳の取りまとめ作業でも、市職員、生産組合、農協さんなどで現地確認をやられておられるわけで、利用させていただけるものは利用させて頂こうということでもあります。

□議長(会長) これまでの質疑を踏まえ、異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

……………異議なしの発声……………

□議長(会長) 異議がないと認め、第4号議題 地方自治法の規定に基づき農業委員会の権限に属する事務の一部を氷見市長その他の職員に補助執行させることへの協議につきまして、原案のとおり承認し、事務局においては氷見市長との協議を進めてください。

□議長(会長) 次に、追加議題です。第5号議題『農地法第5条目的の競売買受適格証明願について意見を付する件』につきまして、事務局の説明を求めます。

(事務局) 第5号議題『農地法第5条目的の競売買受適格証明願について意見を付する件』につきまして、ご説明申し上げます。

今回、申請農地の所管は富山地方裁判所高岡支部です。

競売の農地取得の入札に参加するためには、買受適格証明を提出する必要があります。よって、申請人が農地買受適格者か否かを、第5条の許可基準に沿ってご審議いただくものです。

今回の競売につきましては、9月3日に競売公告がなされ、12月2日から9日が入札期間、12月16日に開札、来年1月14日に売却決定し、その後、許可書を交付する流れとなります。

番号1、地区は——です。

願出人は滋賀県草津市**——番地（氏名**）、

願出地は、氷見市**——番、地目は申請書において登記は畑、現況は雑種地であり、——として利用されている状況です。

申請面積は——m²です。

農地区分は第3種農地で、転用目的が——です。

引き続き、許可基準について説明。

この競売買受適格証明願につきましては、願出人が落札者となった場合、別途許可申請が必要となりますが、農林水産省通知により、事務処理の迅速化を図るため、買受申出人であった落札者より農地法第5条の許可申請が提出された場合においては、当該証明書の交付時と事情が異なっていると認めた場合を除き、許可をして差し支えない旨の議決をしておくこととされています。

よって、今回の買受適格証明に基づき農地法第5条の申請がなされ、今回の証明願と同一内容の場合の許可については、会長専決とする決定を併せて求めるものでございます。

なお、会長専決にて進達をした場合につきましては、直近の総会にてご報告いたします。

以上、今回付された案件1件につきまして、原案のとおり進達してよろしいか、および今後同一案件の際に会長専決による農地法第5条申請に係る進達とすることについてご審議のほど、よろしく願いいたします。

□議長（会長） 事務局の説明と現地調査による報告を踏まえ、異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

……………異議なしの発声……………

□議長（会長） 異議がないと認め、第5号議題『農地法第5条目的の競売買受適格証明願について意見を付する件』につきまして、原案のとおり、許可相当の意見を付して進達することとします。

また、同一案件について状況等の変化が無く、農地法第5条申請が提出された場合には会長専決により進達することとします。

□議長（会長） 以上で本日の付議案件は、全て審議されました。
これで、氷見市農業委員会12月度定例総会を終了します。

・その他連絡事項

氷見市農業委員会総会会議規則第14条第2項の規定により、ここに署名する。

令和2年12月1日

議 長

署名委員

署名委員